

○まじま委員長 ただいまより、建設公営企業常任委員会を開会いたします。

本日は、全員出席であります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。陳情第22号、市道の早期改修の実施についてにつきまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、前回までに判断保留となっていた会派に、判断できる状況にあるか、確認をさせていただきます。

民主・市民連合。

○高見委員 判断できます。

○まじま委員長 それでは、全会派が判断できるとのことでしたので、陳情第22号についての採択、不採択の判断を、意見開陳を含めて伺っていきたいと思います。

自民党・市民会議。

○上村委員 陳情第22号、こちらにつきましては、私どもの会派としては、残念ながら願意に沿い難く、不採択とすべきという判断に至りました。

その理由としてでありますけれども、本市におきましても、道路内に私有地を含む道路の改修という問題点かと思っておりますけれども、市内の他の地域においても同種の問題を抱えているという現状にあると思っております。とりわけ、今回、当該地域においては長年の課題となっているということとして、地域住民の意思がまとめられているということもありますので、検討すべき非常に重たい課題であるという理解はできるものの、当常任委員会において、こうした内容についての優先順位の判断というものを行っていく、判断していくということにつきましては、原則的にはそぐわない内容であるというふうに考えるものであります。そうしたことから、優先順位の判断が難しいということをもって、この陳情につきましては、願意に沿い難いというふうな判断、結論へと至りました。

以上です。

○まじま委員長 続きまして、民主・市民連合。

○高見委員 陳情第22号、市道の早期改修の実施についてでありますけれども、我が会派としては不採択と判断させていただきます。

その理由の根拠でありますけれども、簡潔に述べさせていただきます。早期改修の実施を求めています錦町11丁目1124-4から錦町14丁目2976-24までの区間は、路面状況が悪く、整備の優先度は高いと認識していますが、この区間には私有地が2か所現存しており、用地問題により工事に着手できていない状況にあります。このような区域は市内に多々存在しておりますし、提出者の意向は十分理解しますが、私有地が含まれる道路の改修につきましては、本常任委員会において採択すべきではないと考え、願意に沿い難く、不採択と判断します。

以上です。

○まじま委員長 続いて、公明党。

○中野委員 陳情第22号、市道の早期改修の実施についてであります。会派の判断につきましては、まず、結論を申し上げますと、陳情は願意妥当であり、本陳情につきましては採択すべきと判断させていただきました。

以下、簡潔に理由を申し上げます。

まず、陳情書の要旨には、簡易舗装工事後30年以上経過しており、その間、300か所以上の部分補修を繰り返しているということや、市の担当部署には、過去数回にわたり改修工事をお願いしており、平成13年11月には、道路路盤が脆弱で凹凸が大きく交通に支障があること、児童生徒の通学路でもあり交通事故の危険性が高いことから、両町内会として、市長宛て文書により対応を要請したことが述べられております。また、早期の改修を求める両町内会会員530名余りの署名が集まっているという内容についても、市としてしっかりと受け止めなければいけないというふうに考えております。

一方で、これまでに市が調査をしているとおり、該当する市道約360メートルの区間の中には、一部私有地があることも事実であり、地権者などとの課題を解決するには、市としても慎重な対応が求められるというふうに思っております。

今般の陳情事項には、全面改修が難しい場合は、旭川市が所有する部分の道路だけでも改修を行うこととの要請が示されているところでもあります。このような趣旨からも、全面改修には一定程度の予算が必要になることも承知しておりますが、まずは、これまでの経過等も踏まえ、可能な範囲で道路の改修を実施すべきと考えるところであります。

以上の理由から、公明党会派として、陳情第22号につきましては、採択すべきと判断させていただきました。

以上です。

○まじま委員長 続いて、無党派G。

○金谷委員 陳情第22号に対しての会派の判断をお伝えさせていただきます。

まずは、賛否については、陳情者からの陳情については願意妥当ということで、私たちの会派としましては採択すべきと判断をさせていただきました。

その理由は、今、公明党会派さんからも御意見がありまして、重複するかもしれませんが、やはり30年以上の長きにわたって、その道路の補修が十分でなかったということが1点。また、その中に私道が入っていると。私有地、この問題が市内に多々あるということは十分理解はしておりますけれども、そのことを理由にして、他の旭川市の市道についてまで改修をしないという理由には当たらないというふうに考えております。この陳情事項も、全面改修をしてほしいということを書いておられますが、ただし、難しい場合は、市が所有する部分の道路だけでも改修を行ってほしいということなんです。であれば、旭川市としては、やはり市民の道路、足を守るという立場に立ったときには、ここをやらないというわけにはいかない。また、私道の部分について、地権者との折衝、交渉は難航しているということもお聞きいたしましたけれども、それをもって理由にはならない、当たらない。会派としては、調査の結果、私道に対する地権者との折衝については市の職務怠慢だと、熱心に行ったという経過でもなかったのではないかとというふうに考えておりますことから、ぜひ改修していただきたいと思っております。

以上です。

○まじま委員長 それでは、採択、不採択の判断につきまして、全会一致とならなかったことから、起立採決することといたします。

お諮りいたします。陳情第22号につきまして、採択すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立する者あり)

○まじま委員長 起立少数であります。

よって、陳情第22号につきましては、不採択とすべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○まじま委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。

次に、2、令和5年第1回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第1号及び議案第7号ないし議案第9号の以上4件につきまして、理事者から説明願います。

○岡田建築部次長 令和5年第1回定例会提出議案のうち、建築部に関わる議案について御説明いたします。

議案第1号、令和4年度旭川市一般会計補正予算のうち、債務負担行為補正(追加分)についてであります。補正予算書5ページの第3表を御覧ください。表の上から7番目、市営住宅団地施設賠償責任保険料は、限度額が59万1千円、上から8番目、市営住宅退去者滞納家賃等収納業務委託料は、限度額が119万9千円、6ページの(追加分)の表の最後、令和5年度分施設維持管理業務等委託料のうち、市営住宅に関わる緊急通報機器保守管理業務委託など3件の契約は、限度額が合計で2千441万1千円であります。いずれも本年4月を履行開始とし、本年度中に入札手続を行う必要があるため、債務負担行為を設定するものです。

建築部に関わる議案は以上です。

○太田土木部長 令和5年第1回定例会に提出させていただきます議案第1号、令和4年度旭川市一般会計補正予算につきまして、土木部所管分の主な概要について御説明をさせていただきます。

お手元にございます旭川市一般会計補正予算書の27ページ中段を御覧ください。8款2項2目道路橋りょう維持費のうち、土木事業所管理費31万円につきましては、流雪溝中央監視室電気代の価格高騰に伴うものでございます。同じく雪対策基金積立金2千100万円につきましては、寄附受納額の増加に伴う積立金の増加のため、追加補正をしようとするものでございます。

次に、8款2項3目道路橋りょう新設改良費のうち、道路橋りょう整備費8万1千円につきましては、令和3年度社会資本整備総合交付金で実施した橋梁修繕工事におきまして、精算後に撤去した防護柵等の売払いで収益が発生したことから、交付金に償還するため追加補正をしようとするものでございます。

次に、8款5項3目緑地公園費のうち、花咲スポーツ公園改修費1千150万円につきましては、花咲スポーツ公園内の硬式野球場、こちらはスタルヒン球場でございますが、その芝の補修を行うための費用であり、ゴールデンウイーク明けの高校野球の春の支部大会開催までに完了させる必要があることから、早期に工事を発注するため、追加補正をするものでございます。なお、実施に際しましては、全額、令和5年度に繰り越すものでございます。

次に、4ページの第2表、繰越明許費補正を御覧ください。8款土木費、2項道路橋りょう費の

うち、道路橋りょう整備費8千16万5千円につきましては、国の補正予算に伴い、補助落ち分が追加配当されたことから、令和5年度に繰り越し、実施しようとするものでございます。

次に、8款5項都市計画費のうち、花咲スポーツ公園改修費1千150万円につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、スタルヒン球場の芝の補修に関わる補正額を全額繰り越すものでございます。

続きまして、5ページとなります。第3表、債務負担行為補正を御覧ください。下段のほうにございますが、雪堆積場解体業務委託料9千463万3千円につきましては、本年4月1日からの業務委託に関わる契約につきましては、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

次に、その下にございます道路側溝整備費12億円につきましては、いわゆるゼロ市でございまして、延長約5.9キロメートルの道路整備を予定しており、早期発注により工事の平準化を図るため、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、その下にございます花咲スポーツ公園改修費8千万円につきましては、陸上競技場の改修に要する費用であり、一部観客席の改修をインターハイまでに完了させる必要があることから、早期に工事を発注するため、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

最後に、6ページの中段にございます令和5年度分施設維持管理業務等委託料9億2千224万円のうち、土木部所管分につきましては2億3千565万7千円となっており、総合道路維持管理業務委託ほか2件の債務負担行為を設定しようとするものでございます。

以上が、土木部所管に係る補正予算の概要でございます。よろしくお願ひします。

**○沖本上下水道部長** 令和5年第1回定例会提出議案のうち、水道局の所管に関わる補正予算2件につきまして御説明いたします。内容といたしましては、収入及び支出予算の補正に加え、債務負担行為の設定等を行い、併せて関係条文を整備しようとするものでございます。

初めに、議案第7号、令和4年度旭川市水道事業会計補正予算についてでございます。補正予算書の47ページを御覧ください。債務負担行為でございますが、土木部所管の道路側溝整備費の執行等に関連する配水管布設工事費として、限度額を1億8千800万円とする債務負担行為を設定しようとするものでございます。

次に、議案第8号、令和4年度旭川市下水道事業会計補正予算についてでございます。補正予算書の50ページを御覧ください。収益的収入及び支出における下段の支出の部、下水道事業費用についてでございますが、電気料金上昇に伴う委託料の増加のため、営業費用、処理場費で5千846万4千円を増額するものであり、この財源につきましては、上段の収入の部、下水道事業収益、営業収益で、今回増額補正する一般会計負担金等のほか、下水道使用料等で措置しようとするものでございます。次に、資本的収入及び支出における収入の部、資本的収入についてでございますが、建設改良費の補正に係る財源及び経営資金調達のため、企業債で2億7千万円、国庫補助金で1億1千300万円を増額しようとするものでございます。次に、支出の部、資本的支出についてでございますが、国の補正予算を活用し、下水管の新設、更新等に係る費用として、建設改良費、施設整備費で2億3千600万円を増額するものであり、この財源につきましては、企業債、国庫補助金及び内部留保資金で措置しようとするものでございます。

次に、債務負担行為でございますが、補正予算書の51ページを御覧ください。令和5年4月1日を履行期間の初日とする業務委託の契約事務を令和4年度中に執行するため、水緑施設管理業務

委託料につきまして、限度額を2千536万6千円とする債務負担行為を設定しようとするものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

**○木村市立旭川病院事務局長** 令和5年第1回定例会に提出する議案のうち、市立旭川病院が所管しております議案第9号、令和4年度旭川市病院事業会計補正予算につきまして御説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算補正における薬品費の増に伴います材料費の増額、及び和解金の増に伴うその他特別損失の増額のほか、債務負担行為の追加を行おうとするものでございます。

補正予算書53ページの実施計画を御覧ください。収益的収入及び支出でお示ししておりますとおり、薬品費分といたしまして、支出の部、1款病院事業費用、1項本院医業費用、2目材料費で1億7千237万2千円を増額し、その財源といたしまして、収入の部、1款病院事業収益、1項本院医業収益、1目入院収益で5千808万9千円、2目外来収益で1億1千428万3千円をそれぞれ増額しようとするものでございます。また、和解金分といたしまして、支出の部、1款病院事業費用、4項特別損失、2目その他特別損失で1千155万円を増額しようとするものでございます。

次に、債務負担行為につきましては、次の54ページになりますが、債務負担行為に関する調書にお示ししておりますとおり、令和5年度分医療廃棄物運搬及び処分業務等委託料、汎用画像診断装置ワークステーション保守点検業務委託料、循環器用超音波画像診断装置賃借料の3件につきまして、新たに債務負担行為を設定しようとするものでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

**○まじま委員長** ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

**○まじま委員長** なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思ひます。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3の報告事項についてを議題といたします。市立旭川病院焼却炉におけるダイオキシン類の排出基準値超過について、理事者から報告願ひます。

**○木村市立旭川病院事務局長** 市立旭川病院焼却炉におけるダイオキシン類の排出基準値超過につきまして、配付資料に基づき御報告を申し上げます。

お手元の資料、A4縦1枚でありますけれども、そちらのほうを御覧いただきたいと存じます。

まず、事案の概要になりますけれども、当院の入院棟1階に設置しております焼却炉につきまして、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき年1回実施しておりますダイオキシン類の測定において、排ガス中のダイオキシン類に排出基準値を超過する数値が検出されたというものでございます。

次に、2の経過になりますが、昨年12月14日に業務委託により測定を実施いたしまして、本年1月30日に、委託業者から速報値を受領いたしましたが、その際に、排ガス中のダイオキシン類の排出基準値超過が判明いたしましたことから、同日、環境部に報告の上、焼却炉を使用停止としたところでございます。また、翌、1月31日には、環境部による立入り調査を受け、今後の対応について協議を行い、2月3日になりますが、報道発表を行ったというものでございます。

次に、3、これまでの焼却炉の運用ということになりますけれども、（1）運用開始になります、平成7年12月の今の入院棟改築時から、院内で発生する可燃性廃棄物を焼却していたというものでございます。また、（2）の使用時間ですけれども、開院日については朝7時頃から午後1時半頃まで、閉院日については朝の8時頃から昼の12時半頃までということになっておりました。

続きまして、4の測定結果になりますが、排ガス中のダイオキシン類に関わります排出基準につきまして、国が定める基準値10ナノグラムTEQ・パー・立方メートルに対しまして、今回の測定結果は、48ナノグラムTEQ・パー・立方メートルということになりましたが、これまで、測定において基準を超えた例はなく、今回初めてということになります。

次に、5番目の原因ということになりますけれども、基準値超過判明後、現在まで、原因の検証等を行っているところでありますけれども、現時点におきましては明確な原因が特定できていないところでありまして、引き続き、調査等を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、6番目、健康への影響についてですが、今回の測定結果による健康への影響ということで、当院で独自にシミュレーションいたしましたけれども、今回、検出されたダイオキシン類の濃度などからは、大気中の環境基準0.6ピコグラムTEQ・パー・立方メートルを超える可能性は低く、健康への影響が生じる可能性も少ないというふうには考えておりますけれども、これらを検証するために、専門業者への委託により調査を行ってまいります。

最後に、今後の焼却炉の稼働等についてになりますが、当該焼却炉につきましては、原因が特定され、かつ、安全性が確実に担保されない限りは使用しない考えでございます。また、今後も引き続き、関係部局と連携しながら適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

資料の説明は以上になりますけれども、この場をお借りしまして、今回、このような状況を招いてしまいまして、市民や関係者の皆様に御迷惑、御心配をおかけいたしましたことにつきまして、深くおわびを申し上げる次第でございます。大変申し訳ありませんでした。

今後につきましては、先ほども申し上げましたとおり、原因究明や影響調査に鋭意取り組むとともに、何より、市民の健康や安全性を第一に考え、関係部局と連携してしっかりと対応していく所存でございます。今後、原因が特定され、また、健康への影響の調査結果が判明した際には、改めて、本常任委員会のほうに報告をさせていただきたいというふうに考えております。

報告は以上でございます。

**○まじま委員長** ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

**○まじま委員長** なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、4、街区公園トイレ改修・更新の考え方についてを議題といたします。この件につきましては、上村委員から発言の申出を受けております。

それでは、御発言願います。

**○上村委員** 街区公園トイレ修繕と更新の考え方についてということで、お尋ねをしたいと思えます。この点、私は、最近、近隣の地域の方から御要望を頂戴しました。あるいは、問題点の指摘というほうが正しいかもしれませんが、非常に老朽化しているということの問合せでありました。それで、この項目についてはどういう考え方で市として対応していたのかな、これからはどうしてい

くのかなということも率直な疑問として感じたわけであります。つまりは、追いつかないんじゃないかということです。費用もなかなか高額になるという話も伺っていますし、一番の問題点は、現在、そうした街区公園のトイレについて、どういう考え方を持って対応しようとしているのかがなかなか見えてこないというのが私の率直な受け止めと問題意識です。例えば、優先順位、あるいは対応方針、そうしたものをある程度示していくことも必要なのではないかという問題提起であります。

ちなみに、街区公園というのは、いわゆる地域の公園ですね。そのトイレということについての問題であります。

まず初めに、街区公園は市内に何か所あるのか、そしてそのうち、全てにトイレが備わっているわけではないと思うんですが、トイレを設置しているのは何か所あるのかを確認させていただきます。

**○酒井土木部公園みどり課主幹** 市内には、街区公園は358か所ございまして、そのうち202か所の公園にトイレを設置しております。また、設置後40年を経過したトイレが29か所、30年を経過したものが109か所となっておりまして、老朽化したトイレが多数ある状況となっております。

**○上村委員** なので、半分以上は30年以上たっていて、老朽化している、それはそうですよね。30年以上も野ざらしと言うとちょっと極端過ぎるかもしれませんが、そんな中での状況があるということを確認しました。

そして、今、野ざらしというふうに言いましたけれども、これは、冬場は使っていないんですよ。雪に埋もれるまでは降らないかもしれませんが、ということでもあります。気になるのは、使われもせずずっと閉鎖している状況になると、当然、その分やはり劣化する、老朽化するんじゃないかということは気になります。その点、本市としては、この冬場の利用ということについて、あるいは冬場の管理についてはどのように行っているのかということを確認させていただきます。

**○酒井土木部公園みどり課主幹** トイレの開設期間中の管理につきましては、指定管理者が週2回の点検、清掃を行っておりますが、地域のボランティアで構成されております公園愛護協力会の協力もいただきながら、維持管理を行っております。

冬場の管理につきましては、街区公園のトイレは暖房設備を設置しておりませんことから、冬期間は、凍結防止のため水道管の水落としを行い、トイレは閉鎖しております。トイレの冬期閉鎖は、最低気温が氷点下となる11月上旬から行いまして、雪解け後の4月下旬から、気象予報の最低気温を確認しながら、順次、開設しているところでございます。

**○上村委員** 11月上旬から4月の下旬ぐらいまで閉鎖しているということです。

よく、本市は半年ぐらい雪に埋もれるという話が出て、実は、私はこれについては、その都度、最近も半年も降っていないんだよなんて思っているんですけど、これは余談です。

今の話でいくと、大体5か月ぐらいでしょうかね、多少幅はあるとしても、いわゆる通年稼働していないし、稼働している期間は意外と短いなという印象を持って、今の話を伺いました。

そういった中で、トイレの更新、あるいは維持管理にどこまで費用を割っていくかということが課題になってくると思われますし、そもそも、課題にすらなっていないんじゃないかという問題意

識を基に、今、質疑を展開しているわけでありませけれども、ここで、一般的に言うと、この街区公園のトイレの修繕、あるいは更新に関する費用としては、どのぐらいかかるものなんでしょうか。

**○酒井土木部公園みどり課主幹** 指定管理者に確認したところ、トイレに関わる修繕といたしましては、蛇口などの水道設備の不良、漏水、下水道の排水閉塞など、水回りに関する修繕のほか、照明の電球交換、ドアや窓の破損などの建物修繕がございます。令和4年度の現時点での実績といたしましては、年間187件、費用は約225万円の修繕費となっております。また、新たにトイレを建築する更新工事につきましては、街区公園に設置する建物面積7平方メートル程度の一般的な多目的トイレとした場合、設置する給水管や排水管の延長にもよりますが、1棟当たり1千500万円程度の費用が必要になると想定しているところでございます。

**○上村委員** いや、高いですね。その費用の是非はまた別な機会にするとしても、なかなかその需要というか、一般の住宅とは比較することも若干難しいのかなというふうには思いますし、新設ということで、おおよそ1千500万円程度かかる可能性があるということだと受け止めたいと思います。要は、非常にお金がかかるんですね。

それで、改めてお聞きしたい、押さえておきたいと思うのは、市に対して、トイレに関する要望というのはどのぐらい寄せられているのか、この点についてお聞かせください。

**○酒井土木部公園みどり課主幹** 既存トイレの水回りや、ドアの建てつけ等の建物不良などの修繕要望につきましては、令和元年度から今年度現時点まで、231件寄せられており、和式トイレを洋式にしてほしいなどの設備更新に関する要望につきましては、同じく、令和元年度からの4年間で、7か所のトイレについて受けております。また、トイレの建物全体の建て替え要望につきましては、同期間で3件寄せられているところでございます。

**○上村委員** ということなのですが、それぞれに対してはどのような対応状況になっていますか。

**○酒井土木部公園みどり課主幹** 修繕の状況につきましては、今、お答えさせていただきました231件、全て対応してございますが、和式から洋式への設備更新7件、また、建て替え要望3件につきましては、現在のところまだ対応できていないといった状況となっております。

**○上村委員** そうですね。先ほどの費用をお聞きしても、最終的に幾らかかるかは別として、1千万円単位のお金がかかるという見通しがあるということでもありましたので、なかなか難しいんだろうなということは推察できるところです。この点について、改めて、市としての問題認識について伺います。

**○星土木部公園みどり課長** トイレに関する軽微な修繕要望につきましては、指定管理者が状況を確認後、速やかに対応し、修繕を完了しております。また、故障はしておらず、通常使用できる和式トイレを洋式に更新してほしいという設備更新やトイレの建て替えについては、本市が対応することとなりますが、厳しい財政状況もあり、十分な改修費の確保が難しい状況であることから、設備改修については、将来のトイレ建て替え時に検討することとしております。また、トイレの建て替えについては、財源的に有利な交付金の活用なども検討し、ほかの施設整備のバランスも考慮しながら検討しなければならないと考えております。

**○上村委員** ということで、軽微な修繕は対応するし、全て完了しているという話でありませけれども、大きい話になると、なかなか手が出せないという状況があるということです。改めて、この問題を市としてどのように受け止めているのかな、今後の展望を持っているのかなというふう



思いまして、旭川市公園施設長寿命化計画というものを拝見いたしました。

まず、お聞きしますが、この計画において、公園管理の方針、そして将来的な考え方について、どのように定めていらっしゃるでしょうか。

**○星土木部公園みどり課長** 公園施設の長寿命化につきましては、現在、老朽化や破損など、利用者の安全性に直結する遊具の更新工事を優先して進めております。令和2年度の長寿命化計画の見直しでは、主に遊戯施設の整備方針の整理を行いました。同様に、トイレや外柵などの個別の施設における考え方の整理も必要と認識しておりますので、検討を行ってまいります。

**○上村委員** つまりは、今回、議題とさせていただきましたトイレに関しては、基本的には今後の検討ということですね。なので、まだそれほどの検討が行われていないということだと理解をしています。答弁にもありましたとおり、基本は遊戯施設が優先なんだと。まずはこれをしっかり保全していきたい、そして、住民のニーズ、市民のニーズもそういったものであるという受け止めをされているんだというふうに思います。そうなってくると、先ほどの費用の問題もありますけど、市としての現在の優先順位の考え方からしても、なかなかこれは、将来的に予算化されていくということは難しいんじゃないかなというふうに、私は、今現在では受け止めています。

それで、費用の問題、それから、遊戯施設を優先しているという問題、この点を踏まえると、なかなかそうした認識に立たざるを得ないんですけれども、市としてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

**○星土木部公園みどり課長** トイレの建て替えや設備更新に関わる予算化のめどについてですけれども、和式トイレを洋式トイレに変更するなどの設備のみの改修については、国の交付金の対象とはなりませんので、財源としては単独費による計上となることから、厳しい財政状況を踏まえ、交付金の活用が可能な建て替えのときに検討することを考えております。一方で、長寿命化に関わる国の交付金については、公園面積が2ヘクタール以上の大型公園のトイレでしか使えないことから、今話題になっております街区公園規模のトイレの建て替えについては、トイレのバリアフリー化を目的とした交付金の活用を見据えながら予算化を検討していくこととなりますけれども、こちらの交付金につきましては、令和7年度までの時限措置となっていることから、有利な財源を継続的に確保していくことが今後の大きな課題であると考えております。

いずれにしても、限られた公園整備予算の中で、トイレに限らず、様々な老朽化した施設改修を検討していかなければならないことから、引き続き、国や道と協議し、財源の確保に努めながら、予算化を検討していきたいと考えております。

**○上村委員** ということではあるのですが、今、答弁でお答えいただきましたとおり、国の交付金についても、それほどぴんとくるイメージではないというか、こちらが抱えている数も数なんですけれども、2ヘクタール以上という話であったり、バリアフリー化のための修繕に伴う、あるいは改修に伴う交付金の措置であるということがありましたから、それほど簡易的に使える話ではないのかなというふうに理解しました。いずれにしても、この街区公園のトイレについては、今後どういうふうに抱え続けていくのか、あるいは、場合によっては手放していかなければならないのか、あるいは、放置して使えるところまでという考え方に立つのかというような、いろんなシビアな選択、判断が必要になってくるんだろうというふうに私は受け止め、あるいは課題認識を持っているところです。

そこで、先ほど、公園施設長寿命化計画を引き合いに出しましたけれども、今のところ、あまり街区公園のトイレについては、この中では触れられていないということは再三述べているとおりです。あるいは、全体の優先順位としては低いのかなというふうにも受け止められるものです。なので、どこまでやれるか、あるいはどこまでやるかということについて、どういうふうを考えていくか、判断していくかということについては、また別な機会にしたいというふうに思いますけれども、市として、この街区公園のトイレに関して、今後の管理、整備に関する考え方について、再度整理をしていく必要があるのではないかと問題提起をしたいと思います。その点についての見解を伺います。

**○太田土木部長** 街区公園のトイレの今後の管理、整備に関する考え方ということでございますけれども、冒頭の答弁にもございましたように、市内には202か所の街区公園にトイレがあるということで、30年、40年経過したものが、合わせますと大体140か所ということでございますから、率にするともう半分以上どころか、7割のところが老朽化してきているというような状況でございます。そういった意味では、他の遊戯施設と同様に、トイレについてもやっぱり同じように老朽化が進んでいるので、これらを一体的に、どう更新していくかということを考えなきゃならないと、しっかり認識しているところでもございます。

トイレ施設につきましては、こういった他の遊戯施設と比較しますと、先ほどもありましたけれども、1か所当たり1千500万円、状況によってももう少し上がるときもございますけれども、そういった非常に多額の改修費用がかかるということもございまして、それ以外にも、やはり清掃とかといった部分では、日常的な維持管理も必要ということになりますので、その費用につきましても年々増加傾向にあると。また、協力いただいております地元の愛護協力会の皆さんも、やはり担い手不足ということもございまして、そういった面をカバーする意味でも、さらに管理費が増えていくんじゃないかということもちょっと懸念されていることもございます。そういったことを含めまして、やはり、財源の確保ということもあって、今後どのように老朽化する施設の適切な維持管理、更新を進めていくかというのは本当に大きな課題であるというふうにも思っております。

一方で、やはり少子高齢化とか人口減少、さらには、今、町内会活動などの地域コミュニティーも希薄化しているという状況の中で、特に街区公園の利用状況というものが大きく変わってきております。当然、そこに求められるニーズですとか機能といったことも大きく変化してございますので、やはり長寿命化計画の見直しの中でも、まずは、遊戯施設については使用禁止措置施設の解消を目指すこと、それから、遊具単体の点的な更新といったところから、近接する公園の遊具の集約を含めた面的な更新を検討するといった整備方針については整理をしたというところでもございます。こういった遊具施設に引き続いて、トイレなどの個別施設につきましても、国の交付金などの導入可能性について、先ほど言いましたように、長寿命化の交付金を使えないといったこともちょっといろいろありますので、ほかの有利な財源が何かないかということも調査をしながら、プラス、地域のニーズですとか、トイレの維持管理に御協力いただいております愛護協力会の意見といったものも十分に把握しながら、状況に応じた施設の改修、更新、あるいは統廃合といったことについて検討しながら、整備優先順位を判断していくことも含めて、今後のトイレ施設の管理、整備に関する考え方を整理していきたいというふうに考えてございます。

**○上村委員** 今、お答えをいただきましたけれども、一つ具体的な話として伺ったのが、例えば、

A公園のトイレを整備しようと思ったときに、近隣の街区公園で整備している事例があったとすると、どうしても近くで2か所やっていくというのは難しいということで、地域的なバランスということが考慮されるそうです。予算権限者というか予算決定者の立場としては、そうした発想に立つことは、私は理解できなくもないんですけども、ただ、しかし一方で、利用者の側にしてみたら、近くでやったからここはしばらくできませんと言われても、なかなか納得がいかないというか、本当にすごく近いんなら話は別ですけども、市として全体を大きく見たときに、近くでやっているからという理由で優先順位が判断されるとしたら、それもちよつとなかなか厳しいものがあるんじゃないかなど。もう少し客観的な基準を持って、整備の必要性というのは考えていく必要があるのではないかなというふうに思いました、ということが一つ。

それから、公園愛護協力会活動というものがあるということで、非常にお恥ずかしながら、私は、この点についてはあまり詳細を承知しておりませんでした。しかし、いわゆる協働事業、市と住民組織、町内会との協働事業というような形で、先ほど来答弁にあったような公園の維持管理に御協力をいただいているということで、いろいろ除雪の問題も含めて、こうした観点での取組というのが増えてきている昨今において、比較的長い歴史があるようで、現在、188公園を144団体が管理しているというのがホームページに記載されていました。ですから、一定程度の地域団体がこうした取組に協力していただいているということだと思います。しかしながら、答弁にもありましたとおり、成り手が少なくなっているし、高齢化の問題もあって、なかなか難しいということもあるようです。なので、こうした現在の取組、公園愛護協力会との協働事業ということについて、なかなか将来展望は厳しいんじゃないかというふうに思うんですが、この点について、どのようにお考えになっているのかということについても、最後にお聞かせをいただきたいというふうに思います。

また、今、街区公園のトイレについて、一定の考え方を整理していくことは考えていきたいという答弁をいただきましたが、先ほどの公園施設長寿命化計画に盛り込んでいくんだらうかということをお聞きしたいと思います。どういう形でそうした考え方を整理していくのか、表していくのか、示していくのかということについて、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

**○太田土木部長** まず初めに、愛護協力会についてでございますけれども、この愛護協力会との協働管理活動については、現在、少子高齢化ですとか、人口減少などから、こうしたボランティア活動に参加していただける人が非常に少なくなってきたございまして、現実にその活動をやめたいという団体もございまして、今後は、さらに協力会が縮小していくということも予想されてございます。ただ、こうした状況の中で、地域にとって身近な公園の維持管理を地域の方と市が協働で行うといったことについては、維持管理に係る負担を一定程度抑制するというだけではなくて、やはり公園に対する愛着を持っていただくですとか、大切に使っていただくんだといった面についても非常に重要であるというふうに考えてございますので、引き続き、地域の皆さんの声を聞きながら、地道にこの愛護協力会との協働管理活動への理解、御協力をしっかりと働きかけていきたいというふうには考えてございます。

また、先ほどのトイレ施設に関する整備の考え方につきましては、こうした地域との協働といった現状の部分も踏まえまして、令和2年度に見直しを行った遊戯施設における整備方針と同様に、施設の老朽度や現在の利用状況などを考慮し、優先順位の考え方の整理を行いながら、長寿命化計

画の中で位置づけることを検討してまいりますけれども、あわせて、今後の財政状況ですとか社会情勢の変化、そういったものも踏まえながら、特に少子高齢化という部分で、子どもが今減ってきているという中では、今まで街区公園のトイレの位置づけというのがどういうものだったのかと考えると、一番は、公園で子どもたちを遊ばせていく、結構長い時間遊ばせていると、やはりトイレの需要もあったのかなというふうに思っております。そういったことでいけば、今、子どもが減って、さらに遊具もこれから更新をどうしていこうかといったときに、地域の皆さんに意見を聞きながら、近場にある公園にいろいろ機能分担をしながら、子どもを遊ばせることに特化した公園を造るだとか、そういった中で機能の集約をしていく、そのときに必要な施設が何なのか、そういったことも踏まえて、今ある施設全てを更新するのではなくて、ある程度やっぱり選択と集中ということもこれから必要になっていくと思いますので、そういった声を聞きながら、近場に造ったからこっちはいいだろうということではなくて、そういった地域にとっての機能分担の在り方ということをしっかり地域と話もしていきたいというふうにも考えてございます。

そのような中で、今後も公園の適切な管理運営をしていくためには、市民協働の在り方、地域にとっての役割、そういったことも踏まえて、市内全域における公園施設の整備全体の基本的な方向性というのをしっかり示していくという必要が求められるというふうに思っておりますので、今後、そういったことを目的とした公園整備の基本方針といったものを策定してまいりたいというふうに考えてございます。

○上村委員 終わります。

○まじま委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、本日の委員会はこれをもって散会といたします。

---

散会 午前10時53分